

No.	項目名	Q	A	担当部署
1	通所型サービスの送迎未実施減算について	送迎未実施減算について、上限は決まっているのでしょうか。	本市における送迎未実施減算の上限は国の基準通りになります。要支援1の週1回利用の方は376単位を、要支援2の週2回利用の方は752単位を限度とし、算定してください。HPに掲載しているサービスコード表の欄外にも同様の記載をしております。	高齢福祉室支援グループ
2		ケアプラン上では通所する予定にしていたが、体調不良等で欠席してしまい、サービスの利用が無かった場合は送迎未実施減算の対象となりますか。	事業者都合・利用者都合を問わず、サービス提供日に利用者の居宅と事業所間の送迎を実際に行っていたかを確認の上、行っていなければ送迎減算が適用されます。通所型サービス自体の提供が行われていない場合は、送迎減算は適用されません。 【参照】 介護保険最新情報Vol.1263 問8	
3	訪問型サービスの同一建物減算について	訪問型サポートサービスの同一建物減算について、介護報酬改定に伴い3段階に減算が分かれています。「同一敷地内建物等に50人以上居住する利用者」や「同一の建物に居住する利用者の割合が90%以上」といった考え方は、総合事業の利用者のみで考える必要があるのか、それとも要介護の利用者も合算した人数で考えて良いのでしょうか。	第1号訪問事業所が訪問介護事業所を一体的に運営している場合は、第1号訪問事業所の利用者だけでなく、訪問介護事業所の利用者を合算した人数で減算の適応となるか計算してください。第1号訪問事業所と訪問介護事業所を一体的に運営している事業所で、別表の①②④に該当するかどうかは、訪問介護事業所と第1号訪問事業所の利用者数を合算した人数ではなく、それぞれの利用者数ごとに判断し、別表の③に該当するかどうかは、第1号訪問事業所と訪問介護事業所の利用者を合算した人数で判断してください。	福祉指導監査室(介護事業者担当)
4		訪問型サポートサービスの同一建物減算のうち、令和6年4月からの新基準「同一の建物に居住する利用者の割合が90%以上」による減算の適用開始月はいつからですか。	減算適用となるのは、令和6年11月1日からです。令和6年度前期の実績を元に判断し、減算適用期間は令和6年11月1日から令和7年3月31日までとなります。 【参照】 介護保険最新情報Vol.1225 問9	
5	通所型サービスの運動器機能向上加算の基本報酬包括化に伴う対応について	運動器機能向上加算の基本報酬包括化により、通所型サービス計画に運動器機能向上に係る内容を記載することとなっておりますが、体力測定についてもこれまでどおり3か月毎に行う必要があるのでしょうか。	運動器機能向上加算の包括化に伴い、通所型サポートサービス事業所は、通所型サービス計画の内容に運動器機能向上に係る内容を記載し、それに基づくサービス提供を行う必要があります。そのため体力測定につきましても、これまでどおり3か月毎に実施していただくのが望ましいと考えておりますが、実施にあたっては事業所ごとに判断をお願いします。	

No.3 別表

減算内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合（総合事業を含む））
④12%減算 【2024新設】	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

総合事業を合算して考えるのは③のケースのみになります。